

郡山市高齢者作品展実行委員会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市高齢者作品展（以下「作品展」という。）を実施するための郡山市高齢者作品展実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対する負担金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の交付の対象経費等)

第2条 負担金の交付対象となる経費は、報償費、需用費、役務費その他の作品展の実施に要する経費とし、負担金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(負担金の交付の申請)

第3条 実行委員会は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会名簿
- (2) 実行委員会会則
- (3) 開催要項

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、負担金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(負担金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用しないこと。
- (2) 負担金に係る会計帳簿その他の書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 実行委員会は、負担金の交付の対象となる事業が完了したときは、速やかに規則第14条の規定により収支決算書を添付して、市長

に実績を報告するものとする。その他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

(1) 事業報告書

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により実行委員会に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知書を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行し、平成26年度分の負担金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。